

○若桜町人材育成事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第106号

若桜町人材育成事業補助金交付要綱（平成31年若桜町告示第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、若桜町人材育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、若桜町補助金等交付規則（昭和54年若桜町規則第257号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、若桜町の活性化を推進するために、地域を支える多様な人材を育成するとともに、村おこしに繋がる活動を支援することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第4条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、若桜町人材育成事業交付申請書（様式第1号）に若桜町人材育成事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、補助金の交付申請があったとき、その内容を若桜町人づくり基金条例施行規則（平成2年若桜町規則第6号）における人材育成基金運営委員会において審査し、適正であると認めたときは、若桜町人材育成事業交付決定通知書（様式第4号）により人材育成基金運営委員会の開催日から20日以内に通知を行うものとする。

（補助金の支払）

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定後に、申請者から若桜町人材育成事業請求書（様式第5号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。

（申請事項の変更等）

第7条 承認を要する変更は、次の各号に定める変更とする。

- （1） 本補助金の2割以上の減額を伴う変更
- （2） 補助事業の中止及び廃止
- （3） 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）

第8条 本補助金の実績報告は、若桜町人材育成事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書

類を添えて、事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 若桜町人材育成事業報告書（様式第7号）及び収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業内容の分かる書類及び写真等
（収入の取扱い）

第9条 当該補助金の収入とは次に掲げるものとする。

- (1) 参加費・入場料
- (2) 出店料
- (3) 協賛金・協力金・寄附金
（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

		1		2	3	4
補助事業		補助対象者	補助対象事業	事業実施主体	補助率	補助対象経費
スター	新たな取組みや試行的な取組みを行う事業	個人	人材育成のための研修参加事業 ・教育、文化の向上に係る研修 ・医療及び健康の増進に係る研修 ・農林、畜産の振興に係る研修 ・土木、建築に係る研修 ・その他の研修 （※1）受講者個人のみが利益を受けることが想定される研	若桜町に住所を有し、今後も引き続き居住する意思のある者。（年齢は問わない。） ただし、以下の者は対象外とする。 ア 政治活動、宗教活動を主たる目的とし、	補助対象経費の9/10以内とし、1人当たり5万円を上限とする。（同一事業で5人以上の場合は団体とみなす。）	受講料又は参加費 宿泊費（朝食のみ可） 交通費

			修を除く。	暴力団又は		
		団体	<p>人材育成のための研修主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、文化の向上に係る研修 ・医療及び健康の増進に係る研修 ・農林、畜産の振興に係る研修 ・土木、建築に係る研修 ・その他の研修 <p>(※2) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業を除く。</p> <p>(※3) 営利を目的とする企業・団体及び自社の経済活動、福利厚生に類する事業を除く。</p>	<p>暴力団員の統制の下にある個人及び団体。</p> <p>イ 公共に類する団体。(団体の定義)</p> <p>若桜町において地域振興の役割を果たし、個人対象者5人以上の構成員で組織された、町内に活動拠点を置く任意団体。</p>	補助対象経費の9/10以内とし、1事業当たり30万円を上限とする。	<p>講師謝礼金</p> <p>講師旅費及び宿泊料</p> <p>会場使用料</p>
			<p>グループ活動・村おこし活動支援事業</p> <p>(地域に根ざした産業、文化、スポーツ活動及び町内で開催されるイベント経費を助成するもの)</p> <p>(※2・3)</p>		補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり50万円を上限とする。	補助事業を実施するために必要と認める経費。なお、他の補助事業を財源とする経費、団体内での飲食費、
継続支援	スタート支援補助金を受けた事業で、取組み	団体	<p>グループ活動・村おこし活動支援事業</p> <p>(地域に根ざした産業、文化、スポーツ</p>		補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり50	<p>宿泊費等、交付対象として不適当と認められるものは</p>

	を継続して いくための 事業。ただ し、3年間 を上限とす る。	活動及び町内で開催 されるイベント経費 を助成するもの) (*2・3)	万円を上限と する。	対象としな い。 備品購入費に ついては、事 業費の2割を 上限とする。
ステッ プアッ プ支援	スタート支 援、又は継 続支援補助 金を受けた 事業で、新 たな工夫や 取組みによ り今後の活 動の継続を 視野に入れ て行う事 業。		補助対象経費 の9/10以 内とし、1団 体当たり60 万円を上限と する。	ただし、同一 事業を3年間 継続する場合 に限る。

※グループ活動・村おこし活動支援事業について、6年目以降は補助対象経費の9/10以内とし、1団体当たり30万円を上限とする。